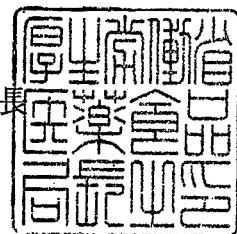


葉食発第 0629004 号
平成 16 年 6 月 29 日

日本病院会会长 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬剤師法の一部を改正する法律について

薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）については、本年 3 月 8 日第 159 回国会に提出され、去る 6 月 15 日可決成立し、先般、公布されました。

本日、その公布について各都道府県知事あてに別添の通り通知しましたので、貴職におかれても内容をご了知の上、会員各位に周知徹底されるようお願いします。



薬食発第 0629003 号
平成 16 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬剤師法の一部を改正する法律について

「薬剤師法の一部を改正する法律」については、平成 16 年 3 月 8 日第 159 回国会に提出され、去る 6 月 15 日可決成立し、先般、平成 16 年法律第 134 号（別添 1）として公布されたところである。

近年、医療の高度化・複雑化、高齢社会の到来、医薬分業の進展など薬剤師を取り巻く環境が大きく変化している中で、薬剤師については、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療安全対策など幅広い分野において、医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められており、基礎的な知識・技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など、薬剤師の資質の一層の向上を図る必要がある。

このため、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育については、教養教育、医療薬学、実務実習を充実し、これらの教育課程を有機的に編成することによって臨床に係る実践的な能力を培うことができるよう、今般、学校教育法の一部を改正する法律が平成 16 年 5 月 21 日に平成 16 年法律第 49 号（別添 2）として公布され、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育の修業年限を現在の 4 年から 6 年に延長することとした。

これに伴い、薬剤師国家試験の受験資格についても見直しを図ることとし、今般の薬剤師法の改正により、薬学の正規の課程のうち修業年限を 6 年とする課程（以下「6 年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えることとした。

今回の改正の趣旨は上記の通りであるので、下記の改正内容を十分了知の上、関係者に対する周知徹底等、その円滑な施行について特段の配慮をお願いすべく、通知する。

記

第一 薬剤師国家試験の受験資格の見直し（改正法本則）

6 年制課程を修めて卒業した者に、薬剤師国家試験の受験資格を付与すること。

第二 施行期日等（改正法附則）

- 一 施行期日（附則第1条関係）
平成18年4月1日から施行すること。

二 経過措置

1. 施行日までに、次のいずれかに該当する者に、薬剤師国家試験の受験資格を付与すること。（附則第2条第1項第1号関係）
 - (1) 従来の4年制の薬学の課程（以下「旧4年制課程」という。）を修めて卒業した者
 - (2) 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師の免許を受けた者で、厚生労働大臣が日本の旧4年制課程を修めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
2. 大学に施行日前に在学し、施行日以後に旧4年制課程を修めて卒業した者に、薬剤師国家試験の受験資格を付与すること。（当該大学を退学せずに当該課程に編入した者を含み、当該大学を退学した後に当該課程を修めて卒業した者を除く。）（附則第2条第1項第2号関係）
3. 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、施行日以後6年内に厚生労働大臣が日本の旧4年制課程を修めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に、薬剤師国家試験の受験資格を付与すること。（附則第2条第2項関係）
4. 大学に平成18年度から平成29年度までの間に入学し、薬学の正規の課程のうち修業年限を4年とする課程を修めて卒業し、かつ、薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより6年制課程を修めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に、薬剤師国家試験の受験資格を付与すること。（附則第3条関係）
なお、厚生労働省令については、追って、定めることとしている。

薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十四号）

薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）の一部を次のようにより改定する。

第十五条第一号中「（短期大学を除く。）」を削り、「課程」の下に「（同法第五十五条第二項に規定するものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第十五条の規定にかかるわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第十五条各号のいずれかに該当する者

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定

する要件に該当することとなつた者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）第一条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）

2 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者に関する新薬剤師法第十五条第二号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百二十四号）による改正前の薬剤師法第十五条第一号に掲げる者」とする。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

○薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第五十五条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者</p> <p>二 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二 （略）</p>

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）（抄）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第五十五条第二項中「、歯学」を「を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの」に改める。

（以下略）

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中学校教育法第五十五条第二項の改正規定 平成十八年四月一日

二 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大学における修業年限）</p> <p>第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができます。</p> <p>2 医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものについては、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>	<p>（大学における修業年限）</p> <p>第五十五条（略）</p> <p>2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする</p>

薬剤師法の一部を改正する法律案に対する審議決議

(参議院)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるものである。

I、医療の担い手となる薬の高い薬剤師を養成するところ今回の法改正の趣旨にかながみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受け体制を確保するとともに、実務実習の指導担当者の薬剤師を呼應に養成する所。

II、薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混同しないよう、その周知徹底に努める所。

III、新制度施行前の薬学教育を履修して薬剤師となりた者についても、近年の医療技術の高度化、医療品の適正使用の推進等の社会的要請によりたため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図る所。

IV、医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るために取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行つたための仕組みについて検討を行つ所。

V、地域における医療品の適正使用を進めるため、医療品の医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の確

及を図るべく、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。

六、医療機関等における医薬品に関する医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のロード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進める。右決議する。

薬剤師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院)

政府は、安全・安心な医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 六年制の薬学教育における長期実務実習の充実を図るため、病院、薬局等の実習受入施設における受入体制を確保することもに、実務実習の指導に当たる十分な資質を備えた指導薬剤師を早急に養成すること。

二 薬剤師国家試験受験資格の経過措置（旧四年制卒業者及び新四年制卒業後修士課程を修了した者）については、受験者が混乱しないよう、関係方面に対する周知徹底に努めること。

三 新制度移行前の四年制の薬学教育を履修して薬剤師となつた者（既存の薬剤師）についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、生涯にわたる卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。

四 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るために取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うこと。

五 地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。

六 医療機関等における医薬品に関する医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進めること。

平成十六年四月、ナガタ
衆議院文部科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 学校栄養職員及び栄養教諭の給与費については、国の責任において確保するとともに、適切な処遇等を維持するよう配慮するべし。

二 学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、食に関する指導が充実するよう、現行の定数改善計画を進めるとともに、引き続き適切な配置基準の下、学校栄養職員と栄養教諭について必要な定数を確保するよう努めること。

三 学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行はることを任務とする栄養教諭の制度を確立するため、栄養教諭が食に関する指導を行つた当たりては、学校全体として、学級担任、教科担任等と連携し、より効果的な指導ができるよう条件整備を図ることに努めること。

四 栄養教諭養成のための大学等の教員養成課程を整備するに加え、教員養成課程を置く大学等と栄養士養成を行つている大学等とが連携し、栄養教諭免許状の取得が可能となるよう努めること。

五 学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習等の機会の確保に努めること。

六 薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等の充実を図るよう努めること。特に、長期の実務実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。

七 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

八 医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者が、生涯にわたり学習する機会を充実するよう配慮すること。

九 薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実に努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。

十 薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校栄養職員及び栄養教諭の給与費については、国の責任において確保するとともに、適切な処遇等を維持するよう配慮すること。

二、全国の義務教育諸学校等において、食に関する指導等が充実するよう、現行の定数改善計画を進めるとともに、引き続き適切な配置基準の下、学校栄養職員と栄養教諭について必要な定数を確保するよう努めること。

特に、学校給食未実施校、共同調理場方式による学校給食実施校等における食に関する指導などについても、遗漏のないよう十分留意すること。

三、前項による必要な定数の確保の努力とあいまって、栄養教諭への移行が円滑に進められるよう、学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習等の機会の確保に努めること。

四、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うこととを任務とする栄養教諭の制度を確立するため、栄

養教諭が食に関する指導を行うに当たっては、学級担任、教科担任等と連携し、学校全体として取り組むとともに、家庭や地域社会とも連携・理解を深め、より効果的な指導を行うよう努めること。

あわせて、食教育の充実の観点から、学校給食を身近な生きた教材として活用し、また、食材・給食の衛生管理の維持・強化を図るため、給食調理現場の充実に努めること。

五、栄養教諭及び学校栄養職員の資質能力の向上のため、新規採用者研修、経験者研修等の機会の確保及び内容の充実を図るとともに、他の教職員についても、食に関する理解を深めるための研修等の充実に努めること。

六、学校栄養職員については、現在行われている学級担任、教科担任との連携、特別非常勤講師として実施している学校給食指導の充実を図るとともに、研修の機会の確保等にも十分配慮すること。

七、栄養教諭養成のための大学等の教員養成課程を整備するとともに、教員養成課程を置く大学等と栄養士養成を行っている大学等とが連携し、栄養教諭免許状の取得が可能となるよう努めること。

八、薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解を協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等に努めること。特に、長期の実務

実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。

また、学生の実務実習に必要な基本的な能力の向上と教育・実習施設における受入れの円滑化を図るために、共用試験の導入等についても検討を更に進めること。

九、四年制と六年制の学部・学科が並立することにより、受験生に混乱が生じることのないよう、両学部・学科の目的、内容の違いについて十分な情報提供を行うとともに、転部、編入学等の制度も活用するなど、制度の弾力的運用と多様な人材の受入れに努めること。

十、第三者評価体制の整備を進める」と等により、高度化する薬剤師の機能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

十一、医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者に対し、生涯にわたり学習する機会が拡充されるよう配慮すること。

十二、薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実に努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。

十三、薬学の充実・強化に当たつては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

右決議する。